

平成 29 年群馬東部水道企業団議会

2 月定例会会議録

群馬東部水道企業団

平成29年群馬東部水道企業団議会2月定例会会議録

平成29年2月8日（水曜日）

1 出席議員 11名

1番 木 村 康 夫	2番 久保田 俊
3番 山 田 隆 史	4番 多 田 善 洋
6番 阿左美 守	7番 萩 野 忠
8番 青 木 秀 夫	9番 今 成 隆
10番 襟 川 仁 志	11番 河 内 初 光
12番 田部井 健 二	

2 欠席した議員 1名

5番 橋 本 徹

3 説明のために出席したもの 9名

副企業長 石 原 条	副企業長 金 子 正 一
局 長 渡 辺 恭 宏	次 長 藤 生 喜 義
総務課長 小 郷 隆 士	企画課長 篠 木 達 哉
工務管理課長 浅 野 康 彦	館林支所長 萩 口 誠 一
みどり支所長 関 口 洋 一	

4 その他出席した者 4名

太田市議会事務局長 石 川 秀 之	
書 記 峯 岸 潤	書 記 岩 崎 洋 典
書 記 川 崎 千 穂	

議事日程（第1号）

平成29年2月8日 午後2時00分 開議
群馬東部水道企業団議会議長 木村 康夫

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問
- 第4 議案第1号 群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について
- 第5 議案第2号 群馬東部水道企業団職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議案第3号 群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第4号 群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第6 議案第5号 平成29年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会

午後2時00分開会

議長（木村康夫） 只今から告示第3号をもって招集されました、平成29年群馬東部水道企業団議会2月定例会を開会いたします。

◎開 議

議長（木村康夫） これより本日の会議を開きます。

◎日 程

議長（木村康夫） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますので、ご了承願います。

◎会期の決定

議長（木村康夫） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村康夫） ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

議長（木村康夫） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、10番、襟川仁志議員、11番、河内初光議員を指名いたします。

◎一般質問

議長（木村康夫） 次に、日程第3、一般質問を行います。

通告がありますので、順次質問を許します。

最初に、荻野忠議員。

（荻野議員挙手）

議長（木村康夫） 荻野忠議員。

議員（荻野忠） 議長から発言の許可が出ましたので、一般質問を始めさせていただきます。私の質問は、ネジの統一への疑問について質問をさせていただきます。

東部水道企業団が生まれ、まだ日も浅いことから、3市5町の施工基準にお

いて、理論不足の点があつてもいたしかたないことだと思っております。

疑問に思われる事業に気付いた点は、企業長、理事者、そして職員とで水道利用者の利益になるのかどうか、調査、議論をして取り決めていただきたいと考えております。

さて、このネジの件ですが、水道工事事業者から疑問視され、指摘されてきております。金門というメーカーのネジへの統一について、今日は清水企業長がおりませんので、石原副企業長にお聞きしたいと思っております。このネジの件ですが、統合前は、太田市は金門というメーカーのネジを使用しており、その他2市5町は平行ネジという一般ネジを使っていると聞いております。

昨年6月の水道組合業者との話し合いで、このネジの扱い方について、見直し要望は、なされておりました。業者から、企業団の考え方は一方的でおかしいのではと指摘されている件です。また、8月には理事の中からも見直し要請があった事業です。太田市が現在使っている金門というメーカーのネジに早急に統一しようとしているのは何故なのでしょうか。

2市5町で現在使われている平行ネジは、今までなんら支障もなく使われてきており、量水器の交換にも影響ないことであれば、このままの状況を見守つていき、経費面や事業者の現場の声を聞き、今後どのような扱いが理想的なのか、調査、議論していくことが望ましいと考えますが、企業長と理事者そして職員とで、いかなる議論がされてきたのでしょうか。

基本的には、ネジなどの部品は同一の形状のものの方が取扱いの効率性や、在庫負担率などから見ても良いことだと私も理解していますが、この件では、現在使っているネジが、不適切な部品ということや老朽化などにより支障が出ているのであれば、順次交換して統一なる同じ部品にしていくことは望ましいと思いますが、この件では、拙速という言葉が当てはまるように思えます。

当水道企業団の施工基準を見ましても、太田市独自の上意下達と言ったらいののでしょうか。3市5町の水道事業の歴史や、その現場を見ない一方的な基準と見受けられます。

水道企業団は、利用する全ての市民のために、そして、現場で工事をする事業者の育成という基本的な目的の上に成り立っております。石原副企業長、いかがなものでしょうか。丁寧な対応が求められていると思いますが、この金門というメーカーのネジへの早急な統一指示について、どのようにお考えでしょうか。お答えいただきたいと思います。

(石原副企業長挙手)

議長（木村康夫） 石原副企業長。

副企業長（石原条） それでは、ただいまの荻野議員の質問に対して答えさせていただきます。

まず、ネジ統一の質問であります。ひとつの水道事業になったということは、規格や基準を統一にするということが広域化のスケールメリットであると認識しているところであります。

とはいって、ひとつになりまして、こういった事業をしながら初めて地域による課題が分かるということもあるわけであります。これらを総合的な見地から課題解決に向けて対応すべきというふうに考えております。以上です。

（荻野議員挙手）

議長（木村康夫） 荻野忠議員。

議員（荻野忠） これは考えるまでもなく、簡単なことだと思うんですけど、できれば、ソフトランディングをしながら序々にやっていくと、そういうふうに受け止めていいと思います。

ちなみに、私が調べたところですね、前橋市にもこのような状況がありました。合併により種類の違うネジが地域ごとに混在しているんですね前橋市は。しかし、水道供給に支障ない等の理由から統一はしておりません。

量水器は今でも計量法により8年に1回交換が義務付けられておりまして、ネジの交換費用は企業団の負担となります。この経費は、市民の納めた水道料金の一部から経費とされ、水道料金に影響することになるでしょう。経費の削減は、大きな課題です。3市5町の市民から東部水道企業団になって良かったねと言われるようにするには、まず、市民負担を少なくすること。そして、何よりも安心して飲める水を供給することですが、それをお忘れなくお願いしたいと思います。

今回は、石原副企業長からお話を聞いて、検討しながら良い方向へという形ですから、ある程度、疑問点は払拭したとは、私は思っていますが、政策や事業の疑問点を正すのが議員の役目ですので、なぜこのようなことが企業団ができるからつい最近まで、地元の水道事業者などから苦情が出ているのに係わらず、なぜこういう形になったのかと検証しておく必要が、私にはあると思いますので、局長又は事務担当にこのことをお聞きしたいと思っています。

一方的に、なぜ早急に、ネジを統一しなければならない理由があったのか、確認の意味でお答えください。

（渡辺局長挙手）

議長（木村康夫） 渡辺局長。

局長（渡辺恭宏） 議員がおっしゃるように、メーターの交換が計量法の交換時期になります8年をワンサイクルと捉えまして、維持管理の面を一番最優先にさせていただきまして、妥当な期間であろうということで8年というのを考えております。以上です。

（荻野議員挙手）

議長（木村康夫） 荻野忠議員。

議員（荻野忠） とりあえずは、支障がなければ8年以内に全部換えるというのではなく、何も支障がなければ、もったいないという言葉がありますので、やはり先延ばししてもいいのかなとは思います。ただ、新築するところなどは金門ネジにしようという形で理事者会議の中で決まればそれでいいかと思いますが、それを無理やり一方的にするのは良くないかと思っております。

実際、先ほども言いましたけれども、設立以来、施工基準にいくつかの疑問点が多々あります。当然ですね、事業というのは工事を請け負う事業者の意見を聞きながら水道利用者の利益に繋がることだと、近々調査、議論して決めて欲しいと考えております。新年度からの明電舎と水道企業団との出資を行いまして、先ほど説明がありました。株式会社を設立し事業展開を行う予定ですから、東部水道企業団から局長と次長が役員として入りますけれど、この組織は言うまでもなく、水道を使う市民のためにあるということを念頭に置いて取り組んでいただきたいと思います。

実際この企業団ができて1年経つわけですけども、気分的には桐生市が参加しなかったのは残念だなとは思ってますけれど、3市5町の市民が東部水道企業団になり、益々安心して飲める水を、安い水が飲めるというふうになったと言われるよう、要望したいと思っておりますが、もう一度確認の意味でこのネジのことについて、もう一度明確に、検討するではなく、はっきりとお答えいただきたいと思います。

（渡辺局長挙手）

議長（木村康夫） 渡辺局長。

局長（渡辺恭宏） ネジ統一の必要性ですけれども、副企業長の答弁にもありましたように、統一が望ましいということです。決定につきましては、統合す

る前の統合協議会における8つの構成団体の部課長で構成する幹事会におきまして、平成26年に方針を決定したということになります。構成団体がそれぞれ周知等を行ってきたものと、私達は考えております。その方針を企業団が4月から受け継ぎまして運営を開始しているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(荻野議員挙手)

議長（木村康夫） 荻野忠議員。

議員（荻野忠） 設立前に議論したという話を聞いておりますけれど、平成25年9月に策定した群馬東部水道広域化基本計画、このことは載っていなかつたというふうに見ています。ですので、地元の水道事業者の育成というのも大事な事業なんですね。再三見直しがあったわけですから、この広域化基本計画にない事業、このように議論で決めたというような局長からのお話がありましたが、ひょっとすると、局長独自がこういう裁量権があったのでしょうか。それをお聞かせください。

(渡辺局長挙手)

議長（木村康夫） 渡辺局長。

局長（渡辺恭宏） 改めて申し上げますが、統合の幹事会で決定したものでありまして、私の記録では、ネジのことも26年の10月に方針を決定しているということでございます。改めて申し上げますが、局長の専決事項ではございません。以上です。

議員（荻野忠） 終わります。

議長（木村康夫） 次に、阿左美守議員。

(阿左美議員挙手)

議長（木村康夫） 阿左美守議員。

議員（阿左美守） それでは、一般質問をさせていただきます。統合間もないことで、各市の今までの水道事業で施工基準が違っていると思います。そこで、

施工基準についてを質問をいたします。

まず最初に、企業長の思いというようなことで質問をしたいと思います。お客様あっての水道事業との考えは変わりないかということなんですが、今日は清水企業長はいなく、副企業長の石原市長でありますけど、石原市長もこの会議の中では参加していると思っております。というのは、昨年6月3日の群馬東部水道組合連合会の方々との話し合いの席上、清水市長は、「広範囲な営業エリアとなり、市街地、山間部など地域により条件が異なっている。太田市の基準に合わせることは目的ではない。実状に合わせた運営をして欲しい。」と、冒頭のあいさつでお話され、質問の回答時に「少々不便でも、費用が安いが良いという人があればよいのではないか。お客様あっての水道事業である。大きな負担をさせることはできない。」と、おっしゃったように聞き及んでおりますが、現在でもその思いは変わらないかということを確認したいと思いますので、副企業長よろしくお願いします。

(石原副企業長挙手)

議長（木村康夫） 石原副企業長。

副企業長（石原条） 水道事業の目的を踏まえたうえで、大きな負担をさせることは出来ないという考えに変わりはございません。

そのための広域化であるというふうに考えております。以上です。

(阿左美議員挙手)

議長（木村康夫） 阿左美守議員。

議員（阿左美守） よろしく、そのようにお取り計らいをお願いしたいと思います。

次に、実際の指導内容であります。建て替え時において、適合管による引き直しをしなければならないとの指導は行き過ぎた指導ではないかということでございます。

企業団施工基準では、多く使われている50ミリまでの給水管はポリエチレン2層管の1種類で、25ミリ以上と限定され、建て替え時において適合管による引き直しをしなければならないと、※印付で書体を変えた太字で表記されており、違う種類や口径のものは現在使っている管であっても撤去して引き直しを強制していることで、問題が生じております。

例えば、本管から100ミリの給水管を引いてきて、3軒で分けて使用して

きたところを1軒が建て替えを行おうとすると、その家は新たに100メートル引き直しとなり、残りの2軒は3軒共同で出資の給水管をそのまま使い続けることになります。

施工基準には、給水管は個人の財産と謳っておきながら、使わせないというのはどういう理由なのでしょうか。お答えをお願いします。

水道法第15条、給水義務では、正当な理由がなければこれを拒んではならないとあり、企業団の給水条例の附則の2にも経過措置等が定められております。そもそも統合前に、水道法に基づき布設した管が、太さや管の種類が施工基準に合わないから使わせぬ引き直しを強制をするのはいかがなものかと思っております。建物の建て替えによって、布設管の撤去を求めるのは違和感があるとの、みどり市の顧問弁護士の見解もあり、水道法や条例を無視した行き過ぎた指導と考えるかどう受け止めておるか、局長に答弁をお願いしたいと思います。

(渡辺局長挙手)

議長（木村康夫） 渡辺局長。

局長（渡辺恭宏） 一般的なお話をさせていただきたいと思うんですけど、一般的に、構造物が老朽化しているということで建て替えが行われると思います。同様に給水取出し管も併せて老朽化しているという現状がありまして、給水取出し管についてもご協力をいただいているところでございます。

給水取出し管は個人資産ではありますが、漏水した場合、本管から取り出すときのところのものですけれど、漏水した場合には企業団が修繕を行っているのが実状です。実は、今年度の12月までに586箇所の漏水が発生しまして、その8割が40年を経過した給水取出し管によるものであります。

こうした現状がある中で、建て替えの時に、それを的として、老朽管の更新をお願いして、漏水事故の抑制に努めているものでございます。お客様の立場に立った指導というふうに是非ご理解のほどよろしくお願ひ致します。

(阿左美議員挙手)

議長（木村康夫） 阿左美守議員。

議員（阿左美守） 40年と決められておりますけれど、それでも決められているかといつてその時にやるというのは少し性急かなと思うので、このへんも今後検討していただければと思っております。

次に、住民負担があり大きな影響のあることを、事前に説明がなかったのはなぜかというようなことでございます。

平成26年6月に閣議決定された国土強靭化基本計画において、ライフラインの耐震化が謳われ、同アクションプラン2014において、水道施設の耐震化の推進の方針が示されました。この基本計画や公営企業法、厚生労働省通達にも規定されていない、個人で引き込む給水装置を個人の財産としながらも、引き直しを強制しているところに問題があります。

太田市内で、管路網が整備されているところは何メートルかで済むが、みどり市では何百メートルも引かなければならぬところが多くあります。管路網の整備に差がある現状で、建て替え時に給水装置の耐震性工事を進めるのであれば、補助金を支給し、不公平のないようにするか、差のない配管網の整備しかありません。

そもそも、こんな大きな影響のあることなのに、事前に説明がなく、新たな市民の負担は生じないと統合前には言っておきながら、市民を無視した進め方としか言い様がありません。このへんのところは、どう考えておるかお伺いいたします。

(渡辺局長挙手)

議長（木村康夫） 渡辺局長。

局長（渡辺恭宏） 経営方針の異なる8つの水道事業を引継いでいるために、管路網の差というのは、やむを得ないのかなというふうに思いまして、今後計画的に改善していくべき課題と考えております。

また、管路部につきましては、平成27年度決算におきまして漏水修繕にかかる費用が、およそ2億3千万円にまで上っております。

建て替え時に更新をしていただくことで、漏水修繕費の膨れ上がりを抑制し、水道料金値上げという事態に繋がらないよう努めているものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議員がおっしゃるように、みどり市の管路網が整備されていないから管路網を企業団で整備してということになりますと、値上げに繋がってしまうということを恐れているということでございます。

また、事前の周知、説明につきましては、先ほどの私の答弁でもお答えしましたとおり、統合前の幹事会の決定事項につきましては、各団体の水道事業に携わる各地区の組合、工事店に対しての説明会を順次行ってきたところでございますので、ご理解をお願いいたします。

(阿左美議員挙手)

議長（木村康夫） 阿左美守議員。

議員（阿左美守） 現状を言いますと、みどり市は18年に合併し、地域が広く、また地域性があって、北の方の東地区は簡易水道でございます。そして、大間々、笠懸は企業団でやっておりました。そういう中において、みどり市の水道事業は一般財源からあまり持ち出さないで、水道事業会計だけでやり繰りしておりました。そういう中において、相当な基金も持っていた。そういうことを考えると、意外と田舎でありますから、本管がよく管路網が整備されていない。そういうことを考えるとやっぱり、当面の間は統一をすぐではなく、できるだけ市民にメリットがあるような運営をしていただきたいと思って、要望しておきます。

次に、その影響についてということなんんですけど、群馬東部水道企業団の指導が構成する3市5町の政策に影響があつてはならないと思っております。というのは、管の太さを25ミリ以上とすることや、分岐の制限、土地の通過承諾書等、今まで互いの同意などによって行われてきたものが、行えなくなり必要以上の制限となっております。実際の例として、分岐の制限や口径による引き直しによる負担増となるため、商談がなくなった例を不動産業者から多く聞き、このままでは市内の中古物件や不動産の動きがなくなり、みんな市外に行ってしまうのではないか、手続きも印鑑証明も遠いし、提出を求めるなど負担増になっているとよく言われます。各市町との地方創政において人口減対策を検討し、様々な政策を実行しようとしているところだと思いますが、群馬東部水道企業団の指導が構成する3市5町の政策の足を引っ張ることがあってはならないと思いますが、そのへんの考えを局長にお願いしたいと思います。

(渡辺局長挙手)

議長（木村康夫） 渡辺局長。

局長（渡辺恭宏） 予算につきましては、どこも独立採算でやっているはずでございますので、よろしくお願いします。今の広域化の目的であります水道の恒久的なサービスの継続や安全安心な水の供給、経営を持続するという、構成団体3市5町のそれぞれの政策に対し寄与できるものと私は考えております。

今後、3市5町の政策と協調しながら、事業運営を進めて参る考えでございますので、ご理解をお願いいたします。

(阿左美議員挙手)

議長（木村康夫） 阿左美守議員。

議員（阿左美守） 今後ですね、この見直しはあるかという質問なのですが、なぜ、今頃見直すのか。どう見直すのか。また、ホームページにも出ていましたが、12月中旬に企業団ホームページに施工基準の見直しをしている旨、記載されました。昨年6月の水道組合の指摘や8月のみどり市長からの要請を無視し続け、なぜ今頃になったのでしょうか。会社設立のためだけだったのでしようか。

企業長は、これらのトラブルについてどう説明しているのか知りませんが、板倉ニュータウンでは5区画、ふれあいタウン千代田では約120区画が分譲中です。各区画には、塩ビの水道管が布設されており、20ミリのものもあります。分譲後、その使用が許可されているようです。どういうことでしょうか。群馬県企業局の

(時間制限のベル)

議長（木村康夫） 終わりにしてください。

議員（阿左美守） ここまでで答弁をお願いしたいと思います。

議長（木村康夫） 時間なので、答弁も終わりです。

議員（阿左美守） 了解しました。また続きは後で。

◎一般質問終局

議長（木村康夫） 以上で一般質問を終わります。

◎議案上程

議長（木村康夫） 次に、日程第4、議案第1号を議題といたします。

◎除斥

議長（木村康夫） 地方自治法第117条の規定により、6番阿左美守議員の

退席を求めます。

(阿左美守議員 退席)

◎提案理由の説明

議長（木村康夫） 朗読を省略し、ただちに副企業長から提案理由の説明を求めます。

(石原副企業長挙手)

議長（木村康夫） 石原副企業長。

副企業長（石原条） それでは、議案第1号の提案理由を説明させていただきます。

群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

本企業団の監査委員につきましては、規約により3名の監査委員を設置しておりますが、企業団議員の中から選任されておりました伊藤議員が、去る9月30日に辞職をされました。

その後任として、人格、識見ともに優れ、経験豊かな阿左美守議員を選任致したいと存じますので、地方自治法の規定により議会の皆様方のご同意を得たく提案申し上げる次第であります。

なお、阿左美議員につきましては、住所は、みどり市笠懸町西鹿田665番地14で、生年月日は、昭和23年2月1日生まれの69歳であります。

以上、議案第1号につきましての説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

◎質 疑

議長（木村康夫） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（木村康夫） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（木村康夫） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村康夫） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（木村康夫） これより採決いたします。

議長（木村康夫） 本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（木村康夫） 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

◎除斥の解除

議長（木村康夫） 6番阿左美守議員の入場を求めます。

（阿左美守議員 入場）

◎議案上程

議長（木村康夫） 次に、日程第5、議案第2号から第4号までの3議案を一括議題といたします。

◎提案理由の説明

議長（木村康夫） 朗読を省略し、ただちに提出者から提案理由の説明を求めます。

（渡辺局長挙手）

議長（木村康夫） 渡辺局長。

局長（渡辺恭宏） 議案第2号から議案第4号までの3議案について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の2ページをお開き願います。

始めに、議案第2号、群馬東部水道企業団職員の退職管理に関する条例の制定についてでございます。

本案は、地方公務員法の一部改正により、職員の退職管理に関する規定が新設されたことに伴い、退職管理の適正を確保するために必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

内容につきましては、国家行政組織法に規定する部長又は課長の職に相当する職に離職した日の5年前の日より前に就いていた者について、離職後2年間、働きかけを禁止する規定を設けるとともに、退職管理の適正確保のために、一定の地位以上にあった退職者に対して再就職の届出を義務付けるものであります。附則につきましては、施行日を公布の日とするものでございます。

次に議案書の4ページをお開き願います。

議案第3号、群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえ、規定の整備を図るものであります。

内容につきましては、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、育児休業の対象となる子の範囲や再度の育児休業ができる場合の条件の見直し、介護時間の新設にあたり取得した場合の規定等の整備を行うものであります。附則につきましては、この条例の施行日を公布の日とするほか、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行日である平成29年4月1日までの間の経過措置を設けるものでございます。

次に、議案書の11ページをお開き願います。

議案第4号、群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、人事院による給与勧告や上位法の改正等を踏まえ、規定の整備を図るものであります。

内容につきましては、扶養手当の支給対象となる扶養親族の整理を行うほか、介護時間の創設に伴う規定の整備を行うものであります。附則につきましては、この条例の施行日を介護時間にかかる改正規定について公布の日、その他を平成29年4月1日と定めるものでございます。

以上、議案第2号から議案第4号までの3議案について、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

議長（木村康夫） これより質疑に入ります。
ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村康夫） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（木村康夫） 議事の都合により、議案第2号から第4号までの3議案についての討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。

議長（木村康夫） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村康夫） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（木村康夫） これより採決いたします。

議長（木村康夫） 最初に、議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（木村康夫） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（木村康夫） 次に、議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（木村康夫） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（木村康夫） 次に、議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（木村康夫） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案上程

議長（木村康夫） 次に、日程第6、議案第5号を議題といたします。

◎提案理由の説明

議長（木村康夫） 朗読を省略し、ただちに提出者から提案理由の説明を求めます。

（渡辺局長挙手）

議長（木村康夫） 渡辺局長。

局長（渡辺恭宏） 議案第5号、平成29年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の13ページ及び別冊「平成29年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算書」の1ページを、お開き願います。

第1条につきましては、総則でございます。

第2条につきましては、業務の予定量を定めるもので、今年度末の給水戸数19万800戸、年間総給水量6,405万6千立方メートルと計画しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございますが、水道料金等の水道事業収益につきましては、総額で、98億9,144万7千円を計上しております。また、水道事業費用につきましては、総額で、91億3,635万1千円を計上するもので、収支差し引き純利益は、税込みで7億5,509万6千円を見込むものでございます。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出につきましては、国庫補助金、企業債をはじめとする資本的収入は、26億4,810万8千円を計上し、建設改良費、企業債償還金等の資本的支出に、64億7,506万1千円を計上するものでございます。

なお、収入の不足額、38億2,695万3千円につきましては、当年度損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

続きまして、予算書の2ページをご覧ください。

第5条につきましては、企業債起債の限度額等を定めるもので、平成29年度の企業債につきましては、12億円を限度額と定めるものでございます。

第6条につきましては、一時借入金の限度額を9億円に、第7条といたしまして、各項間の経費の金額の流用を、第8条といたしまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、また、第9条といたしまして、たな卸資産購入限度額を、それぞれ定めるものでございます。

また、3ページ以降に実施計画等を添付してございますので、後程ご覧いただきたいと思います。

以上、予算に関する提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申しあげます。

◎質 疑

議長（木村康夫） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（今成議員挙手）

議長（木村康夫） 今成隆議員。

議員（今成隆） 只今、平成29年度予算を説明されたわけでございますが、資本的支出の中の有価証券購入費とありますが、どのような内容のものを購入されるのか、また、金利等はどのように考えておられるのか説明いただきたいと思います。

(渡辺局長挙手)

議長（木村康夫） 渡辺局長。

局長（渡辺恭宏） 2億円でございますけれども、国債を購入予定でございます。ただ、金利の条件を見ながら、年度内に購入すべき時期を見計らって購入したいというふうに考えております。

議長（木村康夫） 他にございますか。

(荻野議員挙手)

議長（木村康夫） 荻野忠議員。

議員（荻野忠） 前回にもお聞きしましたけれども、1枚紙の会計予算案の主要事業の中ほどにある配水施設費関連・補助事業でございますが、この中で石綿管の関係で太田市又はみどり市などはですね、かなりの石綿管の布設延長が、残距離がありますけれど、その辺を理解をされているのか、局長にお聞きしたいと思います。

(渡辺局長挙手)

議長（木村康夫） 渡辺局長。

局長（渡辺恭宏） 石綿セメント管の布設延長の残ですけれども、トータルでは19万7600メートル、197キロ残っているということで、このうちの太田市では54,000メートルで54キロ、みどり市が73キロというふうに、手元の資料にはあります。

太田市の約54キロ、みどり市の約73キロ。トータルで合計では197キロと認識しております。

(荻野議員挙手)

議長（木村康夫） 荻野忠議員。

議員（荻野忠） 今の答えの中にですね、一番石綿管が残っているのがみどり

市約73キロ、次に太田市が約54キロ残っているんですね。その中で、新年度の事業の概要を見ますと、なぜみどり市が、これだけの石綿管が残っているのに係わらず、事業に2市5町だけが載っているのか。これは全協でも質問しましたけれど、その辺の答えの中で、大規模な工事だけと話をしていましたけれど、大規模とはどういうことを指しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

(渡辺局長挙手)

議長（木村康夫） 渡辺局長。

局長（渡辺恭宏） ここにですね記載の工事は、この1本の距離の長さと金額が大きいものを重点的にここに挙げさせていただいたということあります。みどり市の石綿セメント管の工事についてはやらないということでは、もちろんありませんので、よろしくお願ひいたします。

(荻野議員挙手)

議長（木村康夫） 荻野忠議員。

議員（荻野忠） 仮に、やらないのでないとすれば、石綿管事業は全ての3市5町が取り組みますと、そういう文面の方が私は誰が見ても疑問が起きないのかなと思いますけれど、現状でみどり市がかなりまだ石綿管が残っています。これはどうして3市5町が水道事業に着手した歴史を見れば、色々な財源の問題とか、その時の財政によって仕方ないものだと思うんですよ。みどり市も統合する前はかなり石綿管の工事費はかけておりました。この石綿管、非常に老朽化してまして、かなり詰まっている状況なんですね。ですから、ちょっとした地震があると漏れが起きると。その度に道路を切ってですね、埋めなきゃならない。そういうことがありまして、石綿管が一番残っているみどり市というのを、やはり載せるか全部載せないか、その辺はちゃんとチェックしてですね、せっかくできた企業団ですから、そういう不公平さを感じさせないような形で、文面を整理してやっていただきたいと思いますけれど、その辺のお考えはいかがでしょうか。

(渡辺局長挙手)

議長（木村康夫） 渡辺局長。

局長（渡辺恭宏） 先ほど全協でお答えをしたとおり、掲載の仕方については来年度から工夫をさせていただきたいと思っております。

それから、大きな目標であります、石綿セメント管は今年から含めて10年で全てを解消する予定でありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

（荻野議員挙手）

議長（木村康夫） 荻野忠議員。

議員（荻野忠） 全協でもこの主要事業の列記の仕方、来年度というと20年になりますけども、できればまだこれは議案で通つてないですから、承認されるならば今年度の資料を新しくちゃんと、こんなの直すの世話ないでしょ。パソコンで打つてあるだけですから。やはりそのへんをちゃんと整理して分かりやすく、誰が見てもおかしくないようにすべきだと私は思いますけど、いかがでしょうか。

（渡辺局長挙手）

議長（木村康夫） 渡辺局長。

局長（渡辺恭宏） 大変申し訳ございません。オープンにするものは、予算書であります、これは議会への報告資料でございますので、ぜひお含みおきをいただきたいと思います。公表するのは、予算書になります。よろしくお願ひします。

議長（木村康夫） 他に、ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（木村康夫） 他に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（木村康夫） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村康夫） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（木村康夫） これより採決いたします。

議長（木村康夫） 議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（木村康夫） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会

議長（木村康夫） 以上をもちまして、今定例会の議事全てを終了致しましたので、これをもって閉会と致します。

大変ありがとうございました。

午後14時48分閉会

地方自治法第123条第2項及び群馬東部水道企業団議会会議規則第61条の規定により、ここに署名する。

群馬東部水道企業団議会議長

木村康夫

群馬東部水道企業団議会副議長

多田善洋

群馬東部水道企業団議会議員

襟川仁志

群馬東部水道企業団議会議員

河内初光